

平成15年12月5日(金)

○	開 会	10時00分
○	都市局	10時01分
○	前回の委員長報告に対する回答	10時02分
	市営住宅の明渡し等に関する訴えの提起について	
	・ 今定例会の初日に議員提出議案により市長の専決処分事項に加えられ、議決された。	
○	提案理由説明	10時03分
○	質疑・質問	10時16分
問	広告物条例で、公職選挙法による選挙活動のためのポスター等については適用しないとあるが、禁止地域等に指定されている場所にはポスター等を貼るのはいけないんだろう。	
答	形態の規制からすればいけない。	
問	そこにあるものについてはどうすればいいのか。	
答	選挙用のポスター等は届出が必要になる。管理者に自主的に撤去してもらう、選挙管理委員会と相談して撤去しているのが実情である。原則は広告主が特定できればそちらへ連絡している。無断で撤去するのは制度上は可能かもしれないが、自主的に撤去してもらうことを原則としている。	
問	今回の条例改正は、従来とあまりかわらないのではないのか。	
答	最近ふえてきている金属板に直接印刷したもの等、形態的なものを拡大した。	
問	それには政党ポスターは入らないんだな。	
答	それは内容のことになる。形態からすれば簡易除却の対象になるかもしれないが、政党ポスターは広告主が明らかであるため自主的に撤去してもらっている。	
問	古いポスター等は第12条に該当するのではないか。	
答	判断が難しいが、見苦しいものについては除却の対象になる。ケースバイケースの判断が必要になる。	
問	選挙期間中になんでも残っているものは除却の対象になるのか。	
答	それは、公職選挙法上の扱いが大きく影響てくる。通常であれば選挙管理委員会と相談しながら撤去することになる。	
問	市民が除却してしまった際の問題点はどう考えるか。	
答	野放図に市民に委任を行わない。法や条例についての十分な講習を行った上で、委任を行う。その地域ごとによって活動も違うであろうから、十分な説明を行っていく。	
要 望	市住の明渡しに係る訴えの提起が市長の専決処分事項となつたが、処分を行う前に議会に報告してほしい。	
問	今回、広告物条例の改正に至った経緯を説明してほしい。	
答	違反広告物が多く、その撤去に手を焼いている状況だ。法が古いため除却の対象となる看板等の種類が現在の主流のものと合致していないため条例改正を行うものだ。	
問	屋外広告物の審議会での論議はどうだったのか。	
答	3回行い、2回目に答申案が出された。これによりパブリックコメントを実施し、16件の意見をもらい、すべて賛同してもらった。	
問	平成8年から屋外広告物条例が施行されているが、罰金の対象者はどのくらいあったのか。	
答	ない。	
問	普及しないのは市民に対するアピールが不足しているのだと思う。啓蒙の具体策があれば聞かせてほしい。	

答	のないようにという観点から、事前に報告してもらいたい。
問	一定のルールにしたがって進めていきたい。ただ、住民に対する配慮については、十分に肝に命じて対応を行っていきたい。
答	広告物条例の改正を行って、都市局としての取り組みがどのように変わるのが。年2回の除却回数も増加するのか。
問	都市局で行っている年2回の除却とは別に、建設局で月2回の簡易除却を行っている。これにより年1万件程度の除却が行われている。今後は、府内での組織づくりを行うとともに、市民に対するPRにも努めていきたい。
答	公職選挙法や政治活動に係るものは適用外ということだが、明らかに禁止場所に設置されている場合はどうなるのか。
問	今までと変わらない。
答	市民参加で、委任を受ければ校区を挙げて積極的に行ってもいいのか。
問	校区から声が出れば、地区の状況、環境等を考慮し、一番いい方法を考えていきたい。
答	具体的にはどこの校区が実施しているのか。
問	書写校区で自主的に行っている。それが条例に基づく市民参加かというと微妙である。
答	公職選挙法や政治活動に係るものは、明らかに禁止区域にあっても適用除外なのか。広告主に除却の申し入れを行っていく。
問	誰が見ても明らかに禁止区域であってもそうなのか。
答	社会一般活動についての広告は、ある程度認めざるを得ない場合もあると考えている。非営利的なものについては、個々の状況を考慮しなければならない。これまでほとんどの場合が自主的に撤去されているケースが多い。
問	条例の条文がわかりにくい。市民対象ならもっとわかりやすい文章にできないのか。
答	確かに読みづらいと感じるが、法律との関係でこのような表現になってしまふ部分がある。できるだけわかりやすいPRに努めていきたい。
問	飲酒運転のように、もっと罰金を課すことはできないのか。
答	罰金については、かなり複雑な手続きが必要になると聞いている。今後検討し、この条例の趣旨が徹底するように努めていきたい。
問	浜田住宅の入札で、予定価格と落札価格に大きな差が生じている。工事の安全性は確保されているのか。
答	落札業者からも事情聴取を行い、安全であると判断した。
要 望	下請け業者の労働者の賃金を確保されるように取り組んでもらいたい。
○	終了 11時22分
○	建設局 11時24分
○	説明 11時25分
○	前回の委員長報告に対する回答 11時30分
	(1)大手門南地区の整備について
	・ 残っている整備を行う際には城と調和し、かつ城 下町の雰囲気がかもしだされるような施設整備に努めていく。
	(2)下手野南北線について
	・ 公園を迂回するルートを暫定的に整備し、道路の開通を目指していきたい。住民とも協議を行い早期完成に向け努力していく。
○	質問 11時32分
問	この裁判については、和解という結果はないと思う。勝てる見込みはあるのか。弁護士からは、勝てそうだと聞いている。

問	今後の施設整備においても交付税措置があるというが、明確な約束事になっているのか。	
答	交付税について、今後どのようになるのかが不透明であり、現行でいけばこのようになるという表である。もし変更があれば、その時に協議を行う。	
○	終了	12時19分
○	水道局	12時20分
○	前回の委員長報告に対する回答	12時21分
	早急に経営健全化に向けての対策を図られたいことについて	
	・ 経営の健全化を図る上で、姫路の水はおいしいというアピールを行い、業務の一部委託等も行っていきたい。	
○	説明	12時22分
○	質問	12時31分
○	水道事業経営懇話会の公募委員は、現在募集集中なのか。	
○	そうだ。基本的には男女各1名を考えている。	
○	学識経験者の専門がわかれれば教えてほしい。	
○	久保先生は経済法、企業法、別府先生は環境人間社会システムの専門だ。	
○	連合自治会や連合婦人会の委員は、市が名指しで依頼したのか。	
○	推薦だ。	
○	委員の男女比率に関する定めがあると思うが、クリアされているのか。	
○	クリアすると考えている。	
○	営業課の委託を実施すると、効果額はどのくらいになるのか。	
○	主には人件費がらみだが、1億5千万円前後の効果額になる。委託により土、日、祝日も対応できるようになる。	
○	問題点はどのように考えているのか。	
○	他都市の状況も調査したが、問題点はそれぞれ違った。問題を一つずつ解決することが重要であると考えている。	
○	窓口が変更することの周知はどのように考えているのか。	
○	来年の10月からなので、それまでにいろいろな媒体を利用して周知に努めていく。一定の移行期間も設けていきたいと考えている。	
○	1億5千万円の効果額は、委託する分も含めた差額か。	
○	そうだ。	
○	滞納者とのやりとりは職員でも難しいが、大丈夫か。	
○	他都市では委託により効果があったと聞いているため、期待している。	
○	コンビニエンスストアで料金を納付した場合、開栓までの手続きを教えてほしい。	
○	電話連絡が入り、本人から領収書を確認の上で開栓している。	
○	トラブルはないのか。	
○	今のところは問題はない。	
○	従来行っていたような、婦人会で徴収するシステムの方が安価ではないのか。	
○	全体を委託することにより効果が上がるを考えている。	
○	婦人会の方が徴収率が上がることもあると思う。また、行政運営に対する理解も得られるのではないか。	
○	口座振替、コンビニ払い等の方法が固まりつつある。滞納者が問題であるため、委託による効果を期待したい。	
○	労使間での合意はできているのか。	
○	段階的に行うが、最終的には現在の132名から10名程度にしたい。組合の合意はもらっている。	

- 問 水道栓の開閉は独居老人等の福祉的な部分もあるが、その対応はどのように考へて
いるのか。
- 答 停水については、独居老人等についてはすぐに行っておらず、今後も委託せずに直
営で行う予定だ。
- 問 今後の事務上の手続きについて教えてほしい。
- 答 条例、要綱等ではなく、予算上の意思決定が行われればいい。
- 問 閉栓については、福祉部局との連携を密にして行ってほしい。
- 答 現在でも十分に行っている。
- 問 委託する業者は、一括して1社で行うのか。
- 答 その予定だ。
- 終了 12時55分
- 意見とりまとめ 12時56分
- (1)議案について
- ・議案第127号については全会一致で可決すべきものと決定。
 - ・議案第132号については全会一致で同意すべきものと決定。
- (2)閉会中継続調査について
- ・別紙のとおり継続調査すべきものと決定。
- (3)委員長報告について
- ・正・副委員長に一任することに決定。
- 終了 13時00分
- 行政視察について 13時00分
- ・1月19日（月）～21日（水）に行うことになった。なお、視察先については正・副委員長に一任することに決定。
- 閉会 13時03分